

入 札 公 告

福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課（その他仕様書のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 入札説明書3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、会社概要（様式任意）、2の(4)を説明する業務経歴書、(5)について証明できる書類及び主任技術者経歴書（様式任意）を添付して、令和6年3月13日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を

受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部税務システム課

電話024-521-7730

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月13日（水）午後5時15分までに必着のこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年3月1日（金）から同年3月12日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙200枚が入る程度の大きさで、580円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年3月7日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 日時 令和6年3月25日（月）午前10時30分
- (2) 場所 自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月22日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（予定数量に各入札単価を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の合計額）に消費税及び地方消費税を加えた金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、以下の計算式により算出した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
計算式 [契約単価に各予定数量を乗じた金額の合計額] × 1.1
ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 入札方法 入札書には、業務の区分に応じた1件当たりの単価（小数点以下第2位までとする。）、その単価に予定数量を乗じ1円未満の端数を切り捨てた額及びそれらの合計額を記載すること。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。**

※この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に発注数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(2) 落札者の決定の方法 各区分に応じた1件当たりの単価のそれぞれが予定価格の制限の範囲内である者であって、区分ごとの入札単価に当該区分の予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(税務システム課)